

報 告 事 項

(ページ)

- 平成19年度予算について 1
- 消費生活協同組合（生協）制度の改正について 6
- 社会福祉法人審査基準等の見直しについて 9

平成19年度予算の概要

社会・援護局(社会)

平成19年度予算額	2兆 618億円
平成18年度予算額	2兆1,249億円
差引額	▲631億円

(対前年度伸率 ▲3.0%)

I 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費	1兆9,820億円
(1) 生活保護費負担金	1兆9,525億円

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、生活保護制度の適正な実施を推進する。

○ 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し

母子加算について、自立母子世帯との公平の確保と生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労母子世帯等に対して自立支援を目的とした給付(就労の場合・月額1万円、職業訓練等の場合・月額5千円)を創設するとともに、現行の母子加算(15歳以下)を段階的に廃止する。

※ 16～18歳に係る母子加算は、17年度から3年かけて減額してきているところ。

(2) 保護施設事務費負担金	274億円
(3) 生活保護指導監査委託費	22億円
2 セーフティネット支援対策等事業費補助金	180億円

○ 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、死亡時に扶養義務者が不動産を相続することは社会的公平の観点から問題であることから、所有不動産を担保とした貸付制度（要保護世帯向け長期生活支援資金）を創設し、当該制度を利用させることとする。

○ 自立支援プログラムの着実な推進

母子世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、福祉事務所等における「自立支援プログラム」の導入を一層推進する。また、稼働能力判定会議の設置や、精神障害者退院推進員の配置により、適性にあった就労支援や、社会的入院患者の退院を促進する。

○ ハローワーク等との連携

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターの配置

983百万円
(職業安定局で計上)

就労支援コーディネーター 175人
就職支援ナビゲーター 105人

- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施

719百万円
(職業能力開発局で計上)

(参考)

「年金・医療費等に係る経費」については、▲2,200億円の削減を図ることとされており、うち、生活保護の見直しによる削減は▲約400億円で、内容は下記のとおりである。

(主な項目)

- ・ 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設
- ・ 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し
- ・ 自立支援プログラムの推進による就労や退院の促進
- ・ 他法優先の徹底（人工透析費用）

II 地域福祉の推進

1 「地域福祉等推進特別支援事業」の創設

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

地域福祉の推進等を図るための先駆的・試行的事業に対する補助を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を創設する。

2 「日常生活自立支援事業」の実施（地域福祉権利擁護事業の拡充）

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

高齢者のみの世帯や今後地域生活に移行する精神・知的障害者等の増加に対応し、相談窓口を増やすなどの充実を図る（140箇所増）。

3 電話による自殺予防相談関連事業の実施

80百万円

III 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設の整備

90億円

障害者関連施設や保護施設の着実な整備を図る。（公立施設については、18年度から一般財源化）

2 独立行政法人福祉医療機構

（1）貸付事業等

ア 貸付枠の確保

○ 資金交付額	3,787 億円
・ 福祉貸付	2,051 億円
・ 医療貸付	1,736 億円

イ 貸付条件の改善等

- ・ 療養病床の介護老人保健施設、ケアハウス等への転換に係る貸付要件の緩和
療養病床を転換する場合は、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ等貸付要件を緩和する。

- ・ 有床診療所に係る貸付要件の緩和
有床診療所の新設が原則認められない病床過剰地域の有床診療所で、都道府県医療審議会の議を経て、特に新設の必要性が認められるものは融資対象とする。
- ・ 障害者グループホームに係る融資対象の拡大
スプリンクラー等の消防用設備を設置する場合は、特定非営利活動法人を融資対象とする。

(2) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金	4 3 億円
(3) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	1 0 8 億円
(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	2 8 1 億円

IV 福祉に携わる人材の資質の向上等

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 介護実習内容高度化モデル事業の創設 | 4 5 百万円 |
| | 全国で7カ所のモデル施設を指定し、効果的な実習のあり方を研究・検討する。 | |
| 2 | 社会事業学校経営委託費 | 4 6 7 百万円 |
| | ○ 福祉人材キャリアアップ事業の創設 | 5 百万円 |
| | 社会福祉士等の国家資格を有する社会福祉事業従事者を対象として、キャリアアップのための再研修を実施する。 | |
| 3 | 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 4 9 百万円 |
| 4 | 福利厚生センター運営事業費 | 1 5 9 百万円 |
| | 福利厚生事業を全国規模で共同化することにより、民間社会福祉事業従事者の福利厚生の上昇を図る。 | |
| 5 | 中央福祉人材センター運営事業費 | 5 8 百万円 |

6 福祉人材確保推進事業

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

介護福祉士など潜在マンパワーの掘り起こし、福祉分野への障害者雇用の促進等を、重点的に行っていく。

7 福祉サービスの第三者評価推進事業

9百万円

全国社会福祉協議会に評価事業普及協議会や評価基準等委員会を設置し、第三者評価事業の普及・啓発や各種ガイドラインの策定・更新を行う。

8 運営適正化委員会における苦情解決事業

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する利用者からの苦情解決を促進する。

(参考) 経済連携協定の円滑な実施

日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れ 4.1百万円

フィリピン人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入を実施する観点から、介護導入研修を実施するとともに、受入施設に対して巡回指導等を行う。

V ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

○ 自立支援事業等の推進

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金180億円の内数〕

ホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

消費生活協同組合(生協)制度の改正について

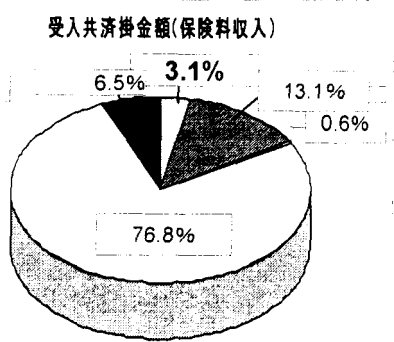
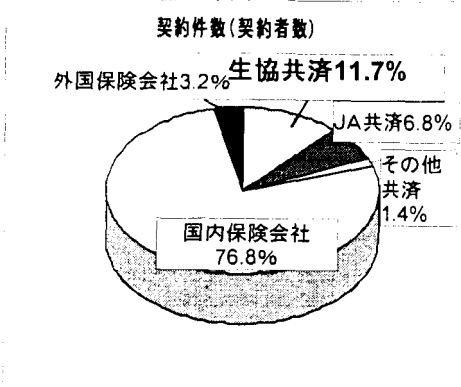
制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

生協の現状

- 組合数:1,116組合 のべ組合員数5,915万人(H17年度末)
- 共済事業(*実施組合数453組合 うち元受共済組合は139組合)
[共済、保険に占める生協共済のシェア:
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(*実施組合数739組合)
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(*実施組合数632組合)
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

(4) 契約締結時の契約者保護

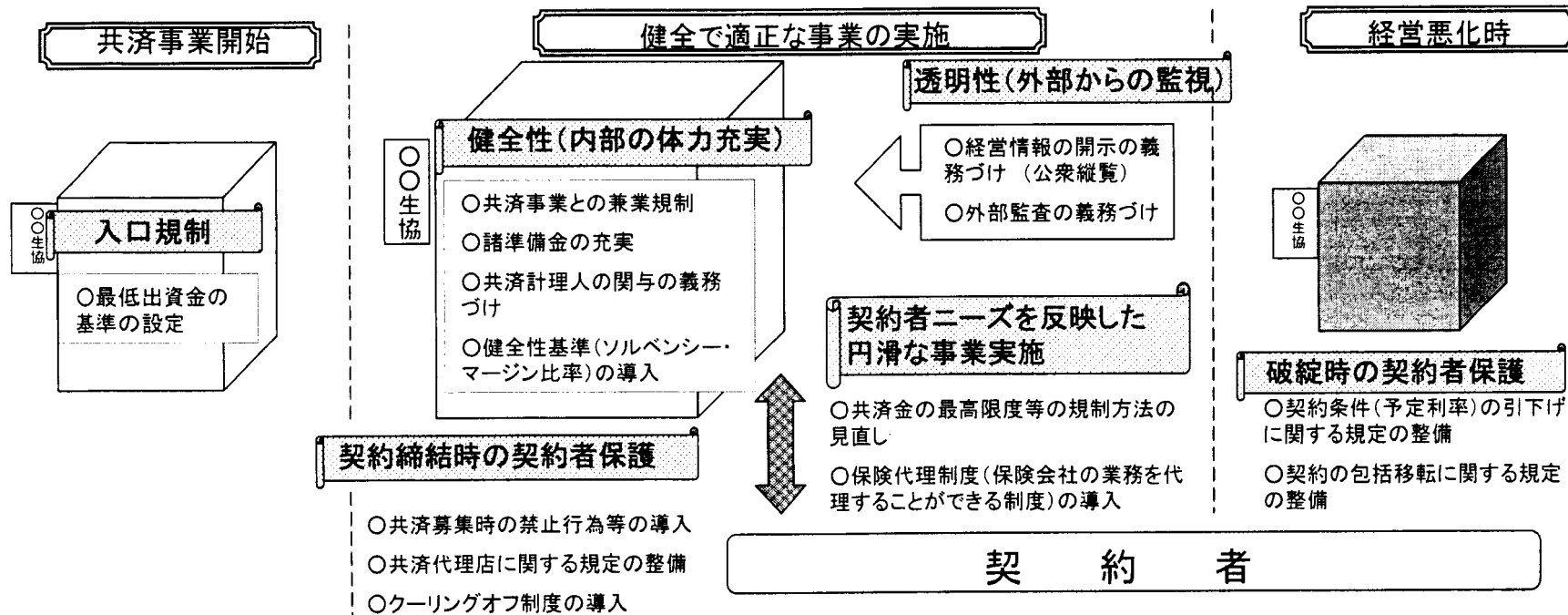
- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

(5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

(6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等



2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

(1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

(2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の 要否	事 由	員外利用限度
許可要 *	山間へき地／保育所等への食材提供／ 生協間の物資提供	組合員の利用分量の 額の5分の1以内
許可 不要	災害時の緊急物資提供／ 自賠償共済(契約車の相続の場合等)／ 体育施設、教養文化施設の利用／ 行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の 額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の 額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の用途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))